

伊奈町商工会創立50周年記念

2022 楽しいな～商工フェスティバル～

— 同時開催：彩の国いきいきフェスティバル —

ステージ出演募集要項

1 主 催

商工フェスティバル実行委員会

後 援

伊奈町、伊奈町教育委員会、（一社）伊奈町観光協会、
（公財）いきいき埼玉、（公社）上尾法人会伊奈支部、
伊奈備前守忠次友の会

2 お問い合わせ・申込先

伊奈町商工会（担当：坂本）

〒362-0809 埼玉県北足立郡伊奈町中央4-401

TEL：048-722-3751

FAX：048-721-3366

3 会 場

県民活動総合センター（埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6-26）

4 開催日時

令和4年10月23日（日）10：00～15：00（雨天決行）

※新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によって中止する場合があります。

5 内 容

イベント全体を盛り上げるステージ出演（演奏・ダンス・大道芸他）

6 出演資格

対象者は、次のいずれかにあてはまるものとする。

（1）町民、伊奈町を中心に活動する個人または団体。

（2）伊奈町を応援していただける方。

（3）その他、商工フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、特に認めたもの。

7 申込期限、手続

伊奈町商工会ホームページに掲載している募集要項を確認し、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、6月20日（月）までに、実行委員会事務局（商

工会)へ提出するものとする。

また、審査の結果、内容によっては出演をお断りする場合があります。

8 ステージ

(1) 県民活動総合センター小ホール 客席283席

最大横幅17.2m×最大奥行9.4m 高さ0.5m

設備…総合センター備え付け

※4人以上での音響設備が必要な演奏およびダンスなどが優先されます。

(2) 屋内ステージ (Aステージ)

横幅3.6m×奥行1.8m+ステージ前のスペース利用可能

設備…アンプ・スピーカー・マイク1本

※小規模の演奏・ダンス・大道芸など

(3) 屋外ステージ (Bステージ)

横幅3.6m×奥行1.8m+ステージ前のスペース利用可能

設備…アンプ・スピーカー・マイク1本

※小規模の演奏・ダンス・大道芸など

9 楽屋・リハーサル室の利用について

出演者が決定し次第実行委員会で調整する。

男性・女性楽屋を別々に用意するが、他出演グループとは相部屋となる。

小ホール楽屋は小ホール出演者が利用するものとする。

10 出演について

(1) 出演は無料、謝礼も無しとする。

(2) 金銭授受、危険なパフォーマンスおよび火気は厳禁とする。

(3) 表現内容が政治および宗教を連想させるもの、公序良俗に反するものは許可しない。

(4) 1ステージ入場と撤退を含めて最大30分とする。

(5) 出演時間や会場は実行委員会が調整し決定するものとする。

(6) A、Bステージにおいてはアンプ、スピーカー、マイク1本以外の必要機材は各自で用意するものとする。

(7) 団体の紹介や案内のチラシ・フライヤーの無料配布は可能とする。

(8) 不測の事態が生じた場合は、スタッフの指示に従うこと。

(9) 当日は出演時間の30分前までに入場し受付を済ませること。

(10) 悪天候などの事情でステージ運営が困難な場合、実行委員会と出演者で協議して対処することとする。

(11) 出演のキャンセルは10月11日(火)までに連絡すること。

11 ステージの装飾について

- (1) ステージ後部のパネルに装飾をすることは可能とする。
- (2) 他の出店ブースや通行の妨げになるような過大な装飾は不可とする。

1 2 本イベントの進め方

(1) 全体のスケジュール

10月23日	7:30	各出店団体搬入・準備開始
	9:00	搬入終了、ステージ出演者受付開始
	10:00	イベント開始

小ホール	Aステージ	Bステージ
① 10:00～	① 10:00～	① 10:00～
② 10:30～	② 10:30～	② 10:30～
③ 11:00～	③ 11:00～	③ 11:00～
④ 11:30～	④ 11:30～	④ 11:30～
⑤ 12:00～	⑤ 12:00～	⑤ 12:00～
⑥ 12:30～	⑥ 12:30～	⑥ 12:30～
⑦ 13:00～	⑦ 13:00～	⑦ 13:00～
⑧ 13:30～	⑧ 13:30～	⑧ 13:30～
	⑨ 14:00～	⑨ 14:00～

15:00	イベント終了
イベント終了後	会場内ゴミ拾い
15:30	搬出開始

1 3 新型コロナウイルス感染防止対策について

- (1) 会場内では消毒やマスク着用など感染防止に細心の注意を払うこと。
- (2) 演奏やパフォーマンス等に影響がない場合はマスクを着用すること。
- (3) 発熱や倦怠感などの症状がある方は入場を禁止する。

1 4 その他

(1) 小ホール内での声出しについて

埼玉県より特措法第24条第9項に基づく要請に基づき、小ホール内では大声を出す事を禁止することを条件に定員までの利用が許可されている。スタッフにより大声を指摘された場合にはすみやかに退出すること。

(2) 著作権について

著作権に係る費用等は、催事が非営利および無料であり、出演者に報酬がない場合に限り免除される。(著作権法第38条)

(3) 写真撮影について

事業実施記録や広報などへの掲載等、必要な範囲において実行委員会
が写真撮影をする場合がある。事情があつて写真に写れない場合など
は事前に申し出るか、あらかじめ出演者側で対処すること。